

認定こども園の概要

1 認定こども園とは

小学校就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に提供する。「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」です。

保護者の就労状況等に関わらず利用でき、就労状況等が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

また、子育て相談や子育て広場など、園に通っていない・在宅で子育てをする家庭への子育て支援を行う機能を有しています。

■ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所

	幼稚園	幼保連携型認定こども園	保育所
施設の性格	学校	児童福祉施設かつ学校	児童福祉施設
認可権者	神奈川県	横浜市	横浜市
設置主体	原則 学校法人	原則 社会福祉法人、 学校法人	原則 法人格を有する者 (公立園除く)
根拠法	学校教育法	認定こども園法	児童福祉法
入園の決定	設置主体(各園)	1号 設置主体(各園) 2・3号 認可権者(横浜市)	2・3号 認可権者(横浜市)
学級編制	1学級 35人以下	1学級 35人以下	なし
職員配置	学級担任を1人以上	・0歳から、3:1、4:1、5:1、 15:1、24:1、24:1 ・学級担任を1人以上	・0歳から、3:1、4:1、5:1、 15:1、24:1、24:1
配置に必要な職員	幼稚園教諭	保育教諭 (幼稚園教諭+保育士)	保育士
食事の提供	任意	2・3号は義務	義務

2 認定こども園の入所

(1) 1号認定こどもの入所

保護者が利用希望園から内定を得たのち、園を通じて横浜市に支給認定の申請を行います。横浜市から支給認定証を交付後、園と保護者の間で利用契約を結ぶことになります。

(2) 2号・3号認定こどもの入所

保護者が横浜市に支給認定・利用申請をします。横浜市による保育の必要度に応じた利用調整を経た上で、園と保護者の間で利用契約を結ぶことになります。

3 運営費の助成

認定こども園の運営費においては、保護者から園が徴収する「利用者負担額」と、横浜市から園に支払われる「施設型給付費」からなる公定価格と、横浜市の独自助成「向上支援費」や、事業所の自主事業として実施する際に助成される「延長保育事業費」があります。

また、横浜市のガイドラインに基づく延長保育料、実費徴収（幼児の主食代、延長保育サービスの実施に伴う夕食代・おやつ代等）のほか、特定負担額（入園料、施設整備費、〇〇教育費等のいわゆる上乗せ徴収）の設定が可能です。

なお、特定負担額を徴収する場合は、あらかじめその額や用途、徴収時期について説明し、保護者から書面による同意を得る必要があります。

4 教育・保育の質の向上

横浜市から施設運営に関する御依頼・助言などをさせていただく場合があります。また、認定こども園においては、次の事項にご留意いただき、教育・保育の質の向上に努めてください。

- (1) 横浜市が策定した教育・保育施策について、積極的な取組に努めてください。
- (2) 地域における子育て支援のため、その社会的な役割を認識し、区役所等関係機関と連携した運営をお願いします。
- (3) 運営状況等について自己評価を行い、その結果を公表してください。
また、関係者による評価や第三者による評価を行い、その結果を公表するよう努めてください。
- (4) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等、利用者やその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講じてください。
- (5) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）その他の関係法令に準じ、適切な取扱をお願いします。